

江東東税務署からのお知らせ

確定申告は **自 宅** から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓

推奨ブラウザ



マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談

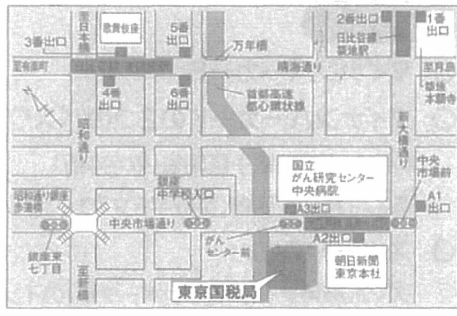
～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年 2月4日(水) ～ 2月6日(金)	総合区民センター 2階レクホール	江東区大島4-5-1
令和8年 2月10日(火)・2月12日(木)	砂町文化センター 3階第2研修室	江東区北砂5-1-7
時 間	対 象 者 (注1)	事 前 申 込
午前9時30分から 午後3時まで 【オンラインによる事前申込 をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)	○ 混雑回避のため、オンラインによる 事前申込を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、 令和8年1月9日(金)から可能となります。 ○ 税務署・会場等で電話での受付は 行っておりませんので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを 参照願います。 事前申込サイト
そ の 他		
○ 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、江東東税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。 ○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。		

- (注)1 住宅借入金等特別控除を新規で受けられる方、配当所得のある方及び土地・建物・株式の譲渡所得がある方など、相談内容が複雑な方並びに贈与税・相続税に関する相談のある方の申告・相談は対象とはなりません。
- 2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。
- 3 申告相談をスムーズに行うため、可能な限り前年分の申告書の控えをお持ちいただけるよう、ご協力をお願いいたします。

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は開場します。	東京国税局 1階 ※会場開設期間中は、江東 東税務署では申告書の作 成・相談は行っておりません。	中央区 築地5-3-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時15分から午後5時まで
必要なもの		案内図	
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォン ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ⑤ e-Taxで申告したことがある方は、次の番号がわかるもの ・利用者識別番号(数字16桁) ・暗証番号(英数字8文字以上50文字以内)		※ 来場前に、 マイナンバーカードを利用した、 「マイナポータル連携」 の事前準備をお願いします。 (詳細は、表面をご覧ください。) 	

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加はこちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。
※ 贈与税及び不動産の譲渡に係る所得税に関するお問い合わせは、江東西税務署で受け付けています。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト



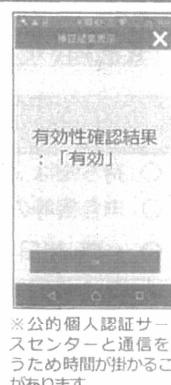
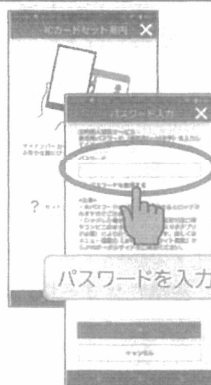
アプリはこちらから

iPhone

Android



iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイコン株式会社とのライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



※ 公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】〒136-8506 東京都江東区亀戸2-17-8
東京国税局業務センター江東東分室(江東東税務署)

【問合せ先】〒136-8505 江東区亀戸2-17-8 TEL 03(3685)6311(代表) ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。なお、贈与税及び不動産の譲渡に係る所得税に関するお問い合わせは、江東西税務署で取り扱っています。江東西税務署 TEL 03(3633)6211(代表)